

山内よし子（日本共産党、京都市南区） 2008年7月15日

日本共産党の山内よし子です。議員団を代表してただいま議題になっています15議案について、第6号議案 京都府府税条例一部改正の件、第14号議案京都府公立大学法人の中期目標を定める件の2件の議案に反対し、その他の13の議案に賛成の立場で討論します。

まず第1号議案、平成20年度京都府一般会計補正予算についてです。原油価格の高騰と諸物価の値上がりにより、府内の農漁業従事者や中小業者、福祉施設などあらゆる分野で、そしてすべての府民に生活危機とも言うべき事態が起こっています。そうした中、障害者送迎サービス原油高緊急対策として1500万円の予算が盛り込まれました。これは府民の声と運動によるものであり賛成ですが、この対策はごく一部に限られたものであり、府内の原油高騰等の影響の早急な実態把握と対策、予算化を図られるよう強く求めるものであります。

第6号議案の京都府府税条例一部改正の件については、「金持ち優遇税制」との批判のあった証券税制の軽減税率を廃止することですが、経過措置はなお金持ち優遇であり、反対するものです。また法人事業税の税率引き下げは、地方法人特別税、地方法人特別贈与税が創設されることに伴うものですが、地方税を国税にかえて再配分することは税源移譲の流れに反するものであり、さらに政府の税制改正大綱には「消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置」とされており消費税の増税に道を開くもので反対です。

よってこれらの事項を含む第6号議案には反対です

次に第14号議案 京都府公立大学法人の中期目標を定める件についてです。

わが党議員団はこれまで府立の2大学の法人化に反対してきました。

それは、そもそも法人化が国や自治体の責任を後退させ、大企業の利益につながる分野の研究を重点育成する一方で、大学全体の予算や大学数の削減をすすめ、競争や効率一辺倒の大学運営をおしつけ、大学の自治と学問の自由を損なうものであるからです。

提案された中期目標は、教育環境の充実の項目で教育施設・設備の充実を図ることや、また授業料の減免をはじめとした学生生活の支援をおこなうこと、基礎的研究を推進することなどが盛り込まれており大学関係者のご努力やこれまでの知事の議会答弁を一定反映したものになっています。

しかし同時にこれまでわが党議員団が指摘してきた大きな懸念も明らかになっています。

第1に大学の自治が損なわれる問題です。

理事長と学長のリーダーシップによる迅速な意思決定が目標に掲げられていますが、これは大学の総意を反映した民主的な大学運営と大学の自治を損なう恐れがあります。

第2に学問の自由が保障されるのかという問題です。徹底的な業務の見直しを行い経費の抑制を法人に求め、また、外部資金の積極的導入を目標に掲げていますが、企業との共同研究などを目標に掲げることにより教育や研究の自由、学問の自由が脅かされ、基礎研究が損なわれる懸念があります。

第3に府民サービスが後退する問題です。

受益者負担の観点を持ち込み、大学の授業料や医大の付属病院の患者負担を「適宜見直す」としていることです。

また外部委託の積極的導入が目標に掲げられていますが、現在でも医大の付属病院の会計や外来の受付は外部委託されており、患者の命と健康を守るために心をひとつにして業務を行うべき病院で、指揮命令系統

がことなる部署が出てきています。安易な外部委託の導入は進めるべきではありません。

第4に、「柔軟な雇用形態」を求めており、法人の教職員が企業の役員を兼業したり、全国で問題になっている教員の任期制の導入に道を開く危険もあります。任期制による教員の流出が全国でも問題になっていますがこうしたことに道を開いてはなりません。

知事は、これまで法人化について、大学の自主性を尊重すること、基礎研究を重視していくことを議会で答弁されてきました。さらに「運営費交付金でしっかりと大学を支えていく」とも述べられました。

ところが今議会で提案されている中期目標は知事答弁とは逆行したものになっています。

よって第14号議案には反対するものであり、これまでの議会答弁を尊重し、誠実に実行されるように求めるものであります。

また第16号議案についてはすでに採決が行われわが党議員団は反対いたしました、一言申し上げます。

本年2月議会で「株式会社けいはんな」の経営再建計画の一環として、「けいはんな」からラボ棟などの寄付行為を受け、これを10年間無償で貸し付けるという議案が提出されました。

今議会でさらに本府の有している440万円の債権の放棄が議題となりましたが、これは「けいはんな」が大阪地裁に提出している民事再生計画案で、債権を放棄する議会の同意が7月2日までに必要なため、「異例の開会日可決」となったものであります。

今回の債権放棄については本来2月議会の「再生計画のフレーム」のなかで示されるべきであったにもかかわらず、ここまで説明を行わず放置してきたことは問題です。議会軽視とさらなる府民負担の押し付けになるものであり、反対したものです。

最後に、乙訓府営水道の問題について、一言申し上げます。

先日の一般質問で坪内議員は、大山崎町長が基本水量の見直しを求めて提訴したことについて、「特定の政党の政治運動に利用する卑劣な行為」と非難され、知事も、これに同調するような答弁をされましたが、これは事実関係をゆがめ、町長が住民の暮らしを守り、町政の健全な運営をめざす当然の行為を、道理のない反共攻撃で押さえ込もうとするもので許されません。

乙訓府営水道の問題は、住民が使う実際の水量と基本水量が、大きく乖離していることです。その最大の原因は、京都府が当初の広域水道と別に工業用水を建設する計画を、一体化し、基本水量に工業用水分を含めたことにあります。ところが企業は、府営水を計画通りに使っていません。こういう状況にあるにもかかわらず、京都府は、企業分も含め、「協定に基づく基本水量」として住民に払わせてきたのです。その結果、水道料金は大幅に値上げされ、水道会計は莫大な赤字を抱えることとなったのです。

こうした経過だからこそ、大山崎町議会においては、前町長の時代にも、工業用水分の返上を求める要望書が全会一致で京都府に提出されているのです。このことは坪内議員もご承知のはずです。今回の大山崎町長の申請も、これと同じく工業用水分を除く水量への変更を求めるものであり、大山崎町民の声を代表する当然のものであります。

こうした経過を無視し、乙訓2市1町の要望を受けて建設したのだから、過大であっても負担すべきだとする言い分は、通用するものではありません。

また、この間14回も協議を続けてきたのに、町長が一方向的に提訴したかのように発言されましたが、昨年の9月議会で、企業局長は「条例に基づく協議はしていません」と答えているのです。条例には基本水量を決めるための協議を行うとされています。町はこの条例に基づく協議を求めてきたのです。これを拒否し続け、司法の判断を求めるしかない状況を作ってきたのが京都府自身であることは明らかです。

さらに、向日市、長岡京市と府との検討会への参加についても、企業局長は「基本水量を認めただうえで、同じ土俵に乗って議論されませんかよびかけている」と答弁しているとおり、水量変更取り下げを条件にして、事実上拒否してきたのです。

知事も、こうした経過をしっかりと踏まえ、乙訓府営水道については、企業分は府の責任で解決する方向へ転換することこそ、解決の道であることを指摘して、討論を終わります。